

議員提出議案第 10 号

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長に関する意見書
上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 26 日

墨田区議会議長

瀧澤 良 仁 様

提出者	墨田区議会議員	福田 はるみ
	同	樋口 敏 郎
	同	中 沢 えみり
	同	加 藤 拓
	同	おおこし 勝 広
	同	加 納 進
	同	高 柳 東 彦
	同	あ べ きみこ

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長に関する 意見書

平成29年6月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成28年時点で、所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約410万ヘクタールに及び、このまま推移すると2040年には、北海道本島並みの約720万ヘクタールに達するとの試算を公表しました。

また、今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地は更に増えるの見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は2040年までに約6兆円規模に上ると試算されています。

政府は、本年の通常国会において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を成立させ、土地の所有者探索を合理化する仕組みと、所有者不明土地を適切に管理する仕組みを創設しました。また、本年6月に策定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、住民票の除票等の保存期間延長について検討すべきとされています。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要です。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、5年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、5年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまいます。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を現行の5年から150年程度に延長すること。
- 2 本施行令改正までの当面の間、除票等の廃棄作業を行わないように各自治体へ通達すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年9月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	